

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-192517

(P2017-192517A)

(43) 公開日 平成29年10月26日(2017.10.26)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 6 1 H 39/04 (2006.01) A 6 1 H 39/04 S 4 C 1 0 1

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2016-83938 (P2016-83938)
 (22) 出願日 平成28年4月19日 (2016.4.19)

(71) 出願人 516117881
 藤原 敏晃
 愛知県名古屋市千種区覚王山通9-19-8
 カルペディエムビル4F
 (74) 代理人 100076473
 弁理士 飯田 昭夫
 (74) 代理人 100112900
 弁理士 江間 路子
 (74) 代理人 100136995
 弁理士 上田 千織
 (74) 代理人 100163164
 弁理士 安藤 敏之
 (74) 代理人 100198247
 弁理士 並河 伊佐夫

最終頁に続く

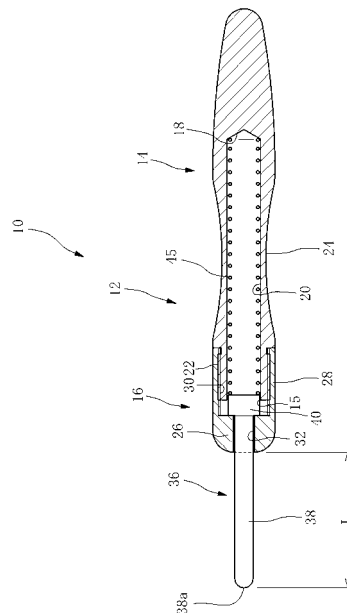
(54) 【発明の名称】 美顔器

(57) 【要約】

【課題】 少ない運動量の美顔動作で美容効果を生じさせることができる美顔器を提供する。

【解決手段】 美顔器 10 は、棒状の軸体 12 と、軸体 12 内に軸方向移動可能に収容され、先端側を軸体 12 の一方の端部から外方に突出させた押圧ピン 36 と、押圧ピン 36 の背後に配置され、押圧ピン 36 の先端を突き出す方向に押圧ピン 36 を付勢するばね部材 45 と、を備えている。

【選択図】 図 2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

棒状の軸体と、

該軸体内に、軸方向移動可能に收容され、先端側を該軸体の一方の端部から外方に突出させた押圧ピンと、

該押圧ピンの背後に配置され、該押圧ピンの先端を突き出す方向に該押圧ピンを付勢するばね部材と、を備えていることを特徴とする美顔器。

【請求項 2】

請求項 1 において、全体の重量が 30 g 以下となるように構成されていることを特徴とする美顔器。

【請求項 3】

請求項 1, 2 の何れかにおいて、前記軸体の外周面にくびれ形状が設けられていることを特徴とする美顔器。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 の何れかにおいて、前記押圧ピンの先端側の軸径を 2 ~ 5 mm とし、その先端形状を凸曲面に形成するとともに、該押圧ピンの先端を顔面に押し付けた際のばね力の最大値が 7 ~ 10 N であることを特徴とする美顔器。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この発明は、使用者の顔面に機械的な刺激を与えて美容効果を生じさせる美顔器に関する。

【背景技術】**【0002】**

従来、自ら行うセルフケア用の美顔器としては、使用者の顔面などに対して、マッサージ用のローラや球体を押し付けながら回転させて、使用者の顔面のマッサージを行なうものが知られている。

【0003】

例えば、下記特許文献 1 には、棒状の把持部と、把持部から延びる二股杆と、二股杆の先端に回転可能に取り付けられたマッサージローラ部とを備えた美容ローラが開示されている。この美容ローラは、使用者が把持部を把持した状態で、マッサージローラ部を使用者の顔に押し付けながら回転させ、使用者の顔面のマッサージを行なう。

【0004】

また、下記特許文献 2 には、把持部を備えた本体部と、本体部から突出状に延びる 2 本のアーム部の先端に、それぞれ球状の施療子（マッサージローラ）を設け、使用者の顔面上にこの球状の施療子を押し当てつつ回転させることで、使用者の顔面のマッサージを行なうようになした点が開示されている。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献 1】特開 2012 - 105701 号公報

【特許文献 2】特開 2015 - 228 号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

ところで、自律神経には、交感神経（起きている時、緊張している時、主に働く神経）と、副交感神経（寝ている時、リラックスしている時、主に働く神経）とがあり、交感神経が優位な状態においては筋肉が緊張し血管も収縮した状態となる。一方、副交感神経が優位な状態では、筋肉が緩んで血管は広がった状態となる。このため、マッサージ等は副交感神経が優位な状態で行なわれることにより、より効果的な美容効果が得られる。

10

20

30

40

50

上記のようなセルフケア用の美顔器、即ち、使用者が自ら把持して、マッサージローラを顔面に押し当てながら、更にマッサージローラを上下方向や左右方向に動かす構成のものは、美顔動作の間、使用者は腕を上下方向や左右方向に繰り返し動かす運動を行なうこととなるため、この運動により、交感神経が優位となり血管が収縮してしまうため、満足できるような美容効果を得るのが難しい。

【0007】

特に、複数の大きなマッサージローラを備えたものは、美顔器自体の重量が重くなるため、美顔動作の間、使用者の行う運動量は更に増加することとなり、交感神経を高めてしまう。

本発明は以上のような事情を背景とし、少ない運動量の美顔動作で美容効果を生じさせることができる美顔器を提供することを目的としてなされたものである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

而して請求項1のものは、棒状の軸体と、該軸体内に、軸方向移動可能に收容され、先端側を該軸体の一方の端部から外方に突出させた押圧ピンと、該押圧ピンの背後に配置され、該押圧ピンの先端を突き出す方向に該押圧ピンを付勢するばね部材と、を備えていることを特徴とする。

【0009】

請求項2は、請求項1において、全体の重量が30g以下で構成されていることを特徴とする。

【0010】

請求項3は、請求項1, 2の何れかにおいて、前記軸体の外周面にくびれ形状が設けられていることを特徴とする。

【0011】

請求項4は、請求項1～3の何れかにおいて、前記押圧ピンの先端側の軸径を2～5mmとし、その先端形状を凸曲面に形成するとともに、該押圧ピンの先端を顔面に押し付けた際のばね力の最大値が7～10Nであることを特徴とする。

【0012】

本発明では、美顔動作の際の使用者の動作に着目して、美顔動作時の運動量が少なくなるように美顔器を構成している。

本発明の美顔器では、棒状の軸体を保持した使用者が押圧ピンの先端を顔面に刺す動作を繰り返すことで、顔面に機械的な刺激を与えることができる。このような美顔動作は、軸体を保持した状態で手首を左右に移動させることで実行することができるため、従来の美顔器における美顔動作、即ち、上下方向や左右方向に腕全体を移動させる動作と比べて、少ない運動量で実施することができる。

このため本発明によれば、交感神経の働きを抑えて、より副交感神経が優位な状態で美顔動作を行なうことができる。副交感神経が優位な状態では筋肉が緩んで血管が拡張されるため、血液の流れが改善され、新陳代謝が促進されるため高い美容効果を得ることができる。

【0013】

ここで本発明では、美顔器全体の重量を30g以下とすることが望ましい(請求項2)。従来のマッサージローラを備えた美顔器は、本発明者が調査したところ190g前後と重く、美顔動作を継続していると疲れ易く、交感神経の働きを高めてしまう要因となっている。

本発明の美顔器は、非常に簡素な構成であるため軽量化を図るのに好適である。そのため、美顔器全体を棒状に構成したうえで、その全体重量を30g以下とすれば、例えば箸を持って動かす程度の軽い運動で美顔動作を行うことができるため、交感神経の働きを抑えるのに有効である。

【0014】

本発明では、軸体の外面にくびれ形状を設けておくことができる(請求項3)。使用者

10

20

30

40

50

はこのくびれ形状部分において、指の先端にて美顔器の軸体を挟んで支えることで、美顔器を安定した状態で保持することができる。更に、棒状の軸体の外周面にくびれ形状を設けることで、美顔器全体の美観を向上させることができる。

【0015】

本発明の美顔器における顔面への機械的な刺激の強さは、押圧ピンの形状、及び、押圧ピンの先端を顔面に押し付けた際のばね荷重を調整することで適宜変更することができるが、発明者が評価したところによれば、押圧ピンの先端側の軸径を2～5mm（望ましくは3～4mm）とし、その先端形状を凸曲面に形成するとともに、押圧ピンの先端を顔面に押し付けた際のばね力の最大値を7～10N（望ましくは8～9.5N）とすることで、使用者に過度な痛みを感じさせることなくより高い美容効果を得ることができる（請求項4）。即ち、このように構成された本発明の美顔器を用いて、顔面を刺す動作を行うことにより、効果的にフェイスラインのリフトアップを図ることができる。このような効果は、刺激を受けた繊維芽細胞が活性化されて、コラーゲンの生成が促進されたことによるものと推測される。

【発明の効果】

【0016】

以上のような本発明によれば、少ない運動量の美顔動作で美容効果を生じさせることができる美顔器を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明の一実施形態の美顔器の斜視図である。

【図2】図1の美顔器の断面図である。

【図3】図1の美顔器を分解して示した図である。

【図4】図1の美顔器の使用状態の説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0018】

次に本発明の実施形態を図面に基づいて詳しく説明する。図1において、10は本実施形態の美顔器で、図中横方向に延びる棒状の軸体12と、軸体12の軸方向の一端側から外方に突出する押圧ピン36を備えている。

軸体12は、図2、図3に示すように図中左方向の一端が開口形状をなす軸体本体14と、軸体本体14の開口15を閉鎖する蓋体16とで構成されている。

【0019】

軸体本体14は、軸方向に長い棒状をなしており、その内部には図中左側の一端で開口し、図中右側が底部18で閉鎖された、断面円形状の收容凹部20が形成されている。收容凹部20は軸方向に延びる形態で設けられており、組み付け状態において、收容凹部20の開口15の側に押圧ピン36が、またその背後にコイルばね45が收容されている。軸体本体14の外周面では、軸体本体14の一端側に雄ねじ部22が形成され、また軸方向中央部においてくびれ形状に形成された保持部24が設けられている。この軸体本体14は、美顔器10において最も大きな部品であり、本例では、軽量化を図るためアルミニウム材が用いられている。

【0020】

蓋体16は、平面視形状が円形の閉鎖部26と、閉鎖部26の外周端から図中右向きに延びる円筒形状の周壁部28とを有している。尚、本例の蓋体16にはステンレス材が用いられている。

周壁部28は、内周面に雌ねじ部30が設けられ、この雌ねじ部30と軸体本体14の外周面に形成された雄ねじ部22とにおいて、蓋体16が軸体本体14にねじ結合されている。

ねじ結合された状態で、收容凹部20の開口15を閉鎖するこの蓋体16の閉鎖部26には、その中心部に挿通孔32が形成されている。

【0021】

10

20

30

40

50

押圧ピン 36 は、断面円形で軸方向に長く延びる軸部 38 と、軸部 38 の後端に設けられ、軸部 38 よりも大径のストッパ部 40 とを備えている。

押圧ピン 36 の先端側、即ち、軸部 38 の径は 3.5 mm で、使用者の皮膚に押し当てられる先端部 38a を凸曲面に形成している。押圧ピン 36 は、組み付け状態で、大径のストッパ部 40 が軸体 12 の収容凹部 20 に収容されており、また軸部 38 を挿通孔 32 に挿通させ、その先端を外方に突出させている。押圧ピン 36 は、この状態で軸部 38 が挿通孔 32 の内周面で、またストッパ部 40 が収容凹部 20 の内周面で、それぞれ軸方向にスライド移動可能に支持されている。

【0022】

コイルばね 45 は、収容凹部 20 における押圧ピン 36 の背後に配置されている。組み付け状態でコイルばね 45 は、押圧ピン 36 のストッパ部 40 と収容凹部 20 の底部 18 とにより軸方向に圧縮されており、これにより生じたばね力により、押圧ピン 36 は先端を外方に突き出す方向に付勢される。尚、一定量突出した押圧ピン 36 は、ストッパ部 40 が蓋体 16 の閉鎖部 26 に当接することで抜止めされている。図 2 で示すように、この状態で押圧ピン 36 は、蓋体 16 の先端面から L (本例では $L = 26 \text{ mm}$) だけ前方に突き出している。このとき、コイルばね 45 によるばね力は 2.1 N、そこからコイルばね 45 のばね力に抗して押圧ピン 36 を図中右方向に移動させるとばね力は増加し、押圧ピン 36 が最大押し込まれた状態、即ち軸部 38 の先端が蓋体 16 の先端とほぼ面一になった状態で 8.9 N となるように設定されている。

10

【0023】

以上のように構成された美顔器 10 は、図 4 (A) に示すように、使用者がくびれ形状に形成された保持部 24 において、例えば箸を持つ場合のように人差し指、親指、中指のそれぞれの先端にて美顔器 10 の軸体 12 を挟んで支えることで、美顔器 10 を安定した状態で保持することができる。

20

【0024】

そして押圧ピン 36 の先端を使用者の顔面に向けた状態で手首を動かして、押圧ピン 36 の先端で、顔面の皮膚に対して刺す動作を行うと、図 4 (B) に示すように、押圧ピン 36 が軸体 12 の内部に入り込む方向に位置移動しながら、押圧ピン 36 の先端部 38a は顔面 S の皮膚に押し付けられ、押圧ピン 36 の先端部 38a の凸曲面を介してばね力 (最大で 8.9 N) に応じた刺激が顔面 S の被押圧部分に与えられ、所定の美容効果を得ることができる。

30

【0025】

以上のように本実施形態の美顔器 10 では、軸体 12 を保持した使用者が、押圧ピン 36 の先端を顔面に刺す動作を繰り返すことで、顔面に機械的な刺激を与えることができる。この美顔動作は軸体 12 を保持した状態で手首を左右に移動させるだけで実行することができるため、従来の上方向や左右方向に腕全体を移動させる美顔動作に比べて、運動量を少なくすることができる。

このため本実施形態によれば、交感神経の働きを抑えて、より副交感神経が優位な状態で美顔動作を行なうことができる。副交感神経が優位な状態では筋肉が緩んで血管が拡張されるため、血液の流れが改善され、より高い美容効果を得ることができる。

40

【0026】

特に本実施形態では、美顔器 10 全体を棒状に構成するとともに、その全体重量を 27.5 g と軽量化している。このため、例えば箸を持って動かす程度の軽い運動で美顔動作を行うことができるため、交感神経の働きを抑えるのに有効である。

【0027】

また本実施形態では、軸体 12 の外周面にくびれ形状の保持部 24 が設けてられており、使用者はこのくびれ形状の保持部 24 を指先で挟んで支えることで、美顔器 10 を安定した状態で保持することができる。また棒状の軸体 12 の外周面にくびれ形状を設けることで、美顔器 10 全体の美観を向上させることができる。

【0028】

50

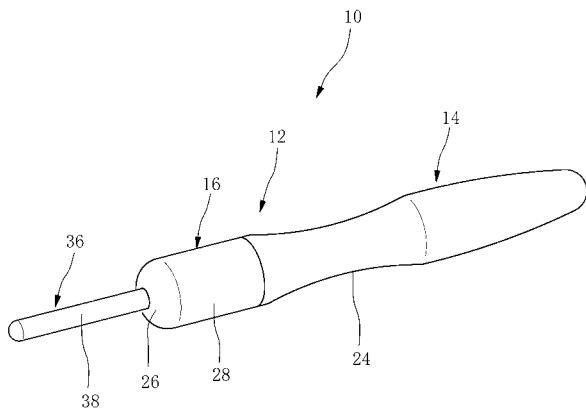
以上本発明の実施形態を詳述したがこれらはいくまでも一例示である。例えば、押圧ピン36の軸部38の径や軸部38の長さ、またコイルばね45によるばね力を変更して、美顔動作時に顔面に与える刺激の強さや操作感を変更することも可能である等、本発明はその趣旨を逸脱しない範囲において様々変更を加えた形態で構成可能である。

【符号の説明】

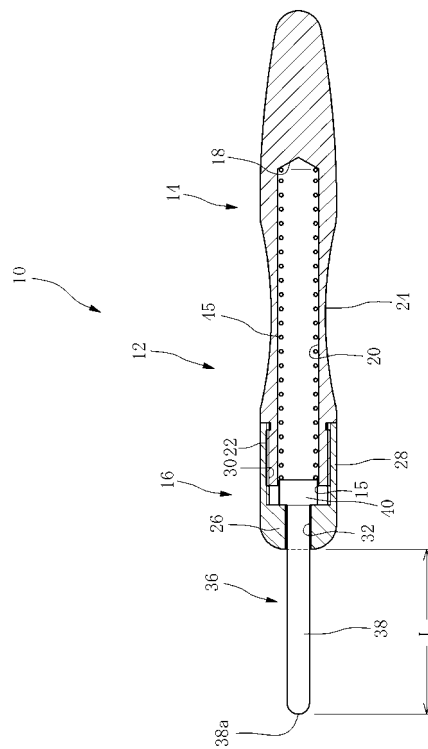
【0029】

- 10 美顔器
- 12 軸体
- 20 収容凹部
- 24 保持部
- 32 挿通孔
- 36 押圧ピン
- 45 コイルばね(ばね部材)

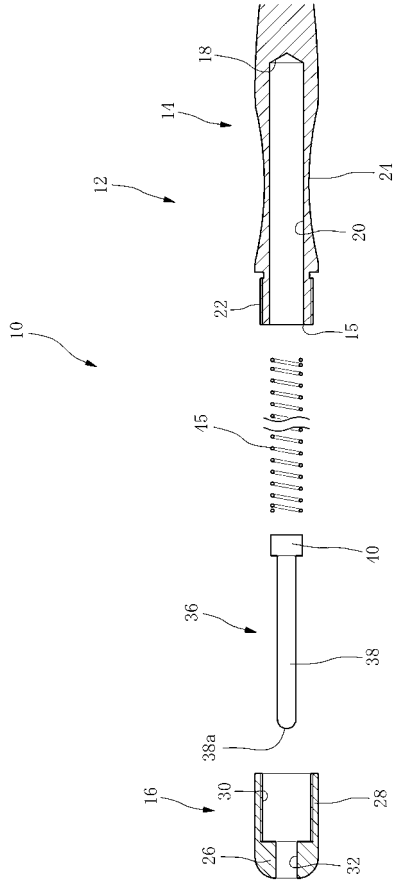
【図1】



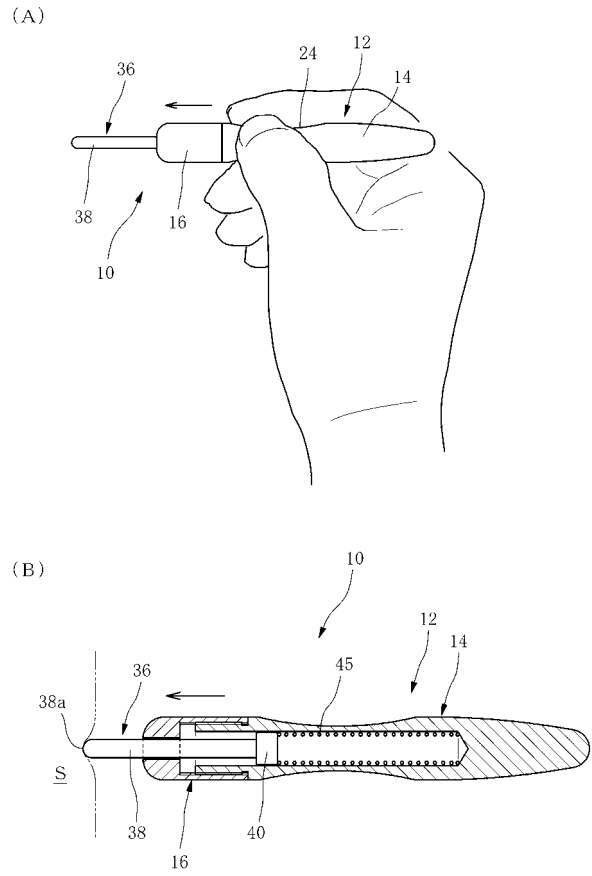
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

(72)発明者 藤原 敏晃

愛知県名古屋市千種区覚王山通9 - 19 - 8 カルペディエムビル4F

Fターム(参考) 4C101 BA01 BB12 BC27 BD04 BD16 BE02 BE04